

令和4年度第11回杵築市農業委員会総会議事録

令和5年2月9日 木曜日 午前9時30分 杵築市農業委員会総会を 農地保全センター（農業委員会）2階会議室に招集した。

1.総会に出席した農業委員は次のとおりである。

1番	宇留嶋雄蔵	2番	岩崎 光宏	3番	藤原 洋三
4番	伊東 孝吉	5番	阿部 公人	6番	江藤由之助
7番	石川 文男	8番	永野—恵	9番	本林 正
10番	佐藤 敦士	11番	小春 修	12番	藤松—美潮
13番	宮原 健司	14番	木村 房雄		

1.総会に欠席した委員は次のとおりである。

8番 永野 恵 12番 藤松 美潮

1.総会に参加した農地利用最適化推進委員は次のとおりである。

東	川野 勝彦	東	古宮 輝美	北杵築	渡邊 幸雄
護江	村井 新平	豊洋	川崎 孝子	東山香	松田 司
中	小野 弘文	上	阿部 正俊		

1.総会に出席した事務局員は次のとおりである。

事務局長	佐藤 敬一	農地・管理係長	阿部 清伸
農地・管理係主査	河野 伸也	農地・管理係主任	田邊 憲佑

1.総会に提出された議事案件は次のとおりである。

議案第 57号	農地法第3条の申請について
議案第 58号	非農地証明願いについて
議案第 59号	令和5年度農作業標準料金の設定について
議案第 60号	農用地利用集積計画(案)の決定について
議案第 61号	農用地利用配分計画(案)に対する意見について
報告第 7号	農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに 使用貸借権の解約受理について（合意解約）

議長	<p>それでは、令和4年度第11回杵築市農業委員会総会を開会いたします。</p>
	<p>(9時34分：開始)</p>
議長	<p>本日の議事録署名委員を農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、 委員と 委員の両委員を指名いたします。</p> <p>続きまして、会議書記の指名であります。書記については事務局職員より 並びに を指名いたします。</p>
議長	<p>本日の議事案件は、議案第57号から議案第61号までの5議案31件と、報告事項が提出されています。慎重審議をお願いします。</p>
議長	<p>まず、はじめに「議案第57号」「農地法第3条の申請について」を議題といたします。ア、所有権の移転の1番について、事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>事務局の です。よろしくお願いします。</p> <p>議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>「議案第57号」「農地法第3条の申請について」農地法第3条第1項及び同施行令第1条により、下記のとおり許可申請があったのでこれを許可することについて意見を求めます。</p> <p>番号1番、申請人、譲渡人、 、 、 歳。譲受人、 区、 、 歳。申請の土地、大字 字 、地番 、地目、台帳、現況ともに 、地積 m²、合計 筆の m²です。譲受人の経営面積は、田 a、畑 a、合計 aです。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>1番について、 農地委員より説明願います。</p>
 委員	<p>おはようございます。 です。申請地には1月18日午後1時15分より 農業委員さんと譲受人の さんのお父さんと事務局職員2名の5名で行きました。2ページを見てもらったらわかるんですが、申請地は の前。道を隔てた真ん前です。今言ったように譲渡人の さんは 在住のため、譲受人の さんは規模拡大ということを知っています。</p> <p>以上です。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>1番について、 農業委員よりご意見があればお願いします。</p>
 委員	<p> 委員の説明の通りでございます。 さんは水田も頑張ってくれていますので、いろいろ楽しみにしております。慎重審議よろしくお願いします。</p>
議長	<p>続いて、許可基準について事務局より説明願います。</p>
事務局	<p>許可基準になります。</p> <p>市外に在住で、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地周辺に居住している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。譲渡人の所有農地は、ほかに aありますが順次整理するとのことです。</p> <p>続いて、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。</p>

	<p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■歳。譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■㎡です。譲受人の経営面積は、田■■a、畑■■■a、合計■■■a。理由は、子への贈与、親から受贈です。</p> <p>以上です。</p>
議長	2番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■委員	<p>同じく1月18日に■■■委員と私と事務局2人と譲受人■■■■さん立会いの下、現地を確認しました。3ページ4ページですが、■■■■より■■■方面へ行った、■■■■の手前を左に曲がってすぐ手前のハウスになります。もともとここは菊を栽培されとって、親から譲り受けということで問題ないと思います。今後はトルコキキョウを栽培するということです。</p> <p>以上です。よろしくお願います。</p>
議長	2番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	今、■■■委員の説明された通りでございます。慎重審議よろしくお願います。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>許可基準になります。</p> <p>譲渡人と譲受人は、親子の関係となります。今回、親子間で贈与の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>なお、譲渡人・譲受人は花き農家で、現在、申請地において、ほおずき、スターチス等を栽培しており、今後も継続していくとのことです。</p> <p>許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号3番、申請人、譲渡人、■■■■、■■■■、■■歳。譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡です。譲受人の経営面積は、田■■■a、畑■■■a、合計■■■a。理由は、市外在住のため、相手方の要望です。</p>
議長	3番について、■■■■農地委員より説明願います。

委員	<p>おはようございます。1月20日9時より、私と委員と事務局職員2名で現地確認を行いました。地図を見てもらうと、5ページと6ページになります。の方に向かう途中にがあり、少し先に申請地があります。詳しくは6ページになりますが、ここはさんのお父さんの持ち物で、さんの旦那さんも亡くなったし、お父さんも亡くなったということです。さんはいところで、以前から土地を預けてそこに菊を植えているようです。そのまま継続して、さんの要望でそのままやってくれないかということでもありますので、よろしくお願い致します。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	<p>おはようございます。さきほど委員のお話にありましたけど、さんについては以前からここで輪菊をずっと作っている起業家でございますので、今回についてはこの土地を取得ということでございますので、ご審議の方どうぞよろしくお願い致します。</p>
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>許可基準になります。</p> <p>市外に在住で、農地の管理が困難な譲渡人と、申請地を耕作している譲受人との間で、売買の話がまとまったため、今回申請となりました。</p> <p>譲受人は、以前から申請地を管理しており、輪菊を栽培しています。</p> <p>また、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひっかかる点はありません。</p> <p>以上のことから、さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、4番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号4番、申請人、譲渡人、区、歳。譲受人、区、歳。申請の土地、大字字、地番、地目、台帳、現況ともに、地積㎡、合計筆の㎡です。譲受人の経営面積は、田a、畑a、合計aです。理由は、相互交換のためとなります。</p> <p>以上です。</p>
議長	4番について、農地委員より説明願います。
委員	<p>おはようございます。1月19日、委員、申請者2名、事務局職員2名、私、計6人で現地確認を行いました。現地は写真に見てもらうように、からmくらい山手に入ったところで、お互い土地の交換のためで、当事者も高齢で、交換の横の土地は譲受人が作っておりましたので、続いて横も作りたいということで、交換の条件がお互いに決まったようであります。交換の土地は譲受人が作っていた土地で、交換条件として何も問題はなく、当事者同士が納得しておりますので、皆様のご審議よろしく申し上げます。以上です。</p>
議長	4番について、農業委員よりご意見があればお願いします。
委員	おはようございます。委員が報告したとおりです。昔からさんが作っていたように思

	います。口約束をはっきりさせたいということで、申請になりました。慎重審議よろしく願います。
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>許可基準になります。</p> <p>譲渡人と、譲受人の間で交換の話がまとまったため、今回申請となりました。</p> <p>申請地については、親の代から交換により、譲受人が管理しているとのことで、現在牧草地として、管理されています。</p> <p>また、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひかかる点はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、5番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号5番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■歳。譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■■㎡、ほか■■筆、合計■■筆の■■■■㎡です。譲受人の経営面積は、田■■■■aです。理由は、子への贈与、親からの受贈です。</p> <p>以上です。</p>
議長	5番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■■委員	<p>おはようございます。現地の確認ではありますが、1月20日に■■■■委員さん、事務局職員2名と、譲受人本人の立会いの下に現地を確認させていただきました。場所につきましては、9ページ10ページをご覧ください。9ページにあります通り、■■■■と■■■■があります。その道路を挟んで反対側になります。10ページをご覧になったらお分かりだと思いますが、■■■■さんはもう本人高齢になっております。■■歳ということで、長女であります■■■■さんと同居しているわけですが、娘に譲りたいということでありますので、今回の申請であります。よろしくご審議お願いします。</p>
議長	5番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■■委員	<p>おはようございます。今■■■■委員から言われた通りでございます。■■■■さんはもう高齢なんですけど、まだまだ現役でお米を作っておりますので、よろしくご審議お願いしたいと思っております。</p>
議長	続いて、許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>許可基準になります。</p> <p>譲渡人と譲受人は、親子の関係となります。今回、親子間で贈与の話がまとまったため申請となりました。</p> <p>申請地は、水田として管理されており、今後も親子で耕作していくと聞いております。</p> <p>また、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。特に不許可の要件にひかかる点はありません。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可</p>

	<p>の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、イ、空き家に付随した農地の所有権の移転の6番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号6番、申請人、譲渡人、■■■■区、■■■■、■■歳。譲受人、■■■■区、■■■■、■■歳。申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、台帳、現況ともに■■、地積■■■㎡、合計■■筆の■■■㎡です。譲受人の経営面積はありません。理由は、高齢のため、空き家の取得と農業開始です。</p> <p>以上です。</p>
議長	6番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■委員	<p>地図の9ページ10ページをご覧ください。前回1月6日の第10回総会の議案54号の申請で議案にかけさせていただきました案件の絡みであります。空き家になっている自宅を売買の話でまとまったようで、空き家のすぐ隣にあります。12ページの地図をご覧ください。星印で載っております■■■■が自宅であります。その隣■■■■に畑が一枚あるわけですが、空き家の隣でありますので、今回一緒にということ申請がありました。よろしくご審議お願いいたします。</p>
議長	6番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	特にございませぬ。今回は空き家の取得に付随した案件でございます。よろしくお願いいたします。
議長	許可基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>許可基準になります。</p> <p>譲受人は、空き家の購入者で、空き家に付随した農地を新規に取得するため今回の申請となりました。</p> <p>申請地は、譲渡人が相続により取得した土地ですが、管理が困難なことから、空き家と合わせて売却するとのこと。杵築市では、今回が22回目の案件となります。</p> <p>また、許可条件についてですが、A4の許可基準一覧をごらんください。下限面積につきましては、先月の総会議案54号にて、承認を得ているため、特に問題はございません。そのほかの要件についても同様です。</p> <p>以上のことから、■■■■さんの農地法第3条第2項に規定される農地取得について、不許可の要件にいずれにも該当しないため問題ないものと考えています。また、墓地についても確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第57号」「農地法第3条の申請について」事務局の説明及び地区担当委員より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第57号」「農地法第3条の申請について」を、農地法第3条第1項により、許可することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第57号」「農地法第3条の申請について」は、これを許可することに決めます。

議長	次に、「議案第58号」「非農地証明願いについて」を議題といたします。1番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書3ページをお開きください。</p> <p>「議案第58号」「非農地証明願いについて」農地に該当しない旨の証明願いが下記の者より提出されたので、証明書を発行してよいか意見を求める。</p> <p>番号1番、申請者、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、合計■■■筆の■■■㎡です。</p> <p>申請地の状況は宅地で、転用又は耕作放棄された理由は、平成12年に申請者が自宅を建設してしまったとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、■■■■農地委員より説明願います。
■■■委員	<p>1月19日、事務局職員2名と農業委員の■■■さんと■■■さん本人の合計5名で現地を見ました。23年前に家を建てたということなんでけど、その前からここには家が建っていたそうです。今、写真にあるように、道路があるんですけども、ここの道路がですねこっちの説明にもあると思うんですけど、ここ道路になっていないんですよ。その半分が道路にかかっている、半分が家になっているという、ということから推察するに、この道路を作った時にはもうすでに農地ではなかったということが考えられます。ですので、もう現実的に農地としての役割をしていないということですので、妥当ではないかと思えます。</p> <p>以上です。</p>
議長	1番について、■■■■農業委員よりご意見があればお願いします。
■■■委員	■■■委員さんが報告した通りでございます。ご審議お願いいたします。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>現地を1月19日に、■■■■農地委員、■■■■農業委員と確認しました。</p> <p>申請者は、平成23年に父からの相続により申請地を取得しています。平成12年に申請者が自宅を建設してしまったとのことで、土地所有者からの始末書が提出されています。</p> <p>申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の5に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に宅地として売却する予定とのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、2番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請者、■■■■、■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■■■、地積■■■㎡、ほか■■■筆、合計■■■筆の■■■㎡です。</p> <p>申請地の状況は雑種地で、転用又は耕作放棄された理由は、平成12年8月に農地法第5条の許可を受けて資材置場として転用し、同年9月に売買により土地を取得したが、地目変更を失念してお</p>

	り許可書も紛失してしまったため、非農地として申請するものです。 以上です。
議長	2番について、 農地委員より説明願います。
 委員	1月17日に農業委員の 委員と事務局職員2名の計4名現地確認に行ってきました。申請地は にあります。が、 から へ境を数100mいったところになります。理由につきましては、先ほど説明のあった資料の通りでございます。ご審議よろしく願います。
議長	2番について、 農業委員よりご意見があれば願います。
 委員	只今、 農地委員さんよりお話があった通りです。ご審議よろしく願います。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。
事務局	<p>現地を1月17日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。</p> <p>申請者は、平成12年に売買により申請地を取得しています。</p> <p>申請の経緯ですが、平成12年8月に農地法第5条の許可を受けて資材置場として転用し、同年9月に売買により土地を取得しましたが、その際に地目変更を失念しており許可書も紛失してしまったため、今回の非農地申請となりました。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の2に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に現状のまま資材置場として管理する予定とのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	次に、3番について事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号3番、申請者、 、 、申請の土地、大字 字 、地番 、地目、 、地積 ㎡、ほか 筆、合計 筆の ㎡です。申請地の状況は山林で、転用又は耕作放棄された理由は、干ばつや鳥獣被害等により、平成21年から耕作を断念した。現在は雑木や雑草が生い茂っているとのことです。</p> <p>以上です。</p>
議長	3番について、 農地委員より説明願います。
 委員	<p>おはようございます。1月6日、事務局職員2名、私、 委員、申請者であります、 さんのお父さんの立会いの下、現地確認を行いました。申請地は から の方、 を の方へ km行った です。図面で分かるように、集落内から山の方に農地が点在しておりまして、周りが山に囲まれていて、猪、鹿などいろいろが出て農地としてはちょっと認められないような状況でございます。ご審議のほどよろしく願います。</p>
議長	3番について、 農業委員よりご意見があれば願います。
 委員	只今、 委員が言った通りでございます。よろしく願います。
議長	証明書発行基準について事務局より説明願います。

事務局	<p>現地を1月20日に、 農地委員、 農業委員と確認しました。</p> <p>申請者は、平成21年に父からの贈与により申請地を取得しています。</p> <p>申請の経緯ですが、土地の整理を行っている際に農地であることに気が付いたため、今回の非農地申請となりました。</p> <p>申請地の現況は、証明書発行基準第2の4に該当します。またこの土地が農用地区域外であることを確認しています。</p> <p>今後、農業的利用を図るための整備が計画されている土地ではないと判断できるため、非農地証明の発行が可能な土地であると考えられます。</p> <p>今後の予定についてですが、地目変更の後に現状のまま山林として管理する予定とのことです。以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第58号」「非農地証明願いについて」、事務局の説明及び地区担当委員による意見がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>意見なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第58号」「非農地証明願いについて」は、農地に該当しないため、非農地証明書を発行することに、ご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第58号」「非農地証明願いについて」は、非農地証明書を発行することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第59号」「令和5年度農作業標準料金の設定について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>皆さん、おはようございます。</p> <p>農業委員会事務局の です。本日もよろしくお願ひします。</p> <p>それでは、議案書の4ページをごらんください。</p> <p>「議案第59号」「令和5年度農作業標準料金の設定について」。</p> <p>下記のとおり、令和5年度農作業標準料金について設定を行いたいので、意見を求める。</p> <p>詳細につきましては、次の5ページ6ページをご覧ください。</p> <p>補足説明をしながら進めたいと思います。</p> <p>今年の1月31日に、令和5年度農作業標準料金検討会を開催いたしました。検討会の構成員は、会長、副会長、杵築・山香・大田地区の代表委員、農林水産課長、活性化センター所長、JAおおいの杵築支店及び事務局であります。</p> <p>内容につきましては、5ページ、令和5年度農作業標準料金一覧表をごらんください。</p> <p>作業料金については税抜価格であります。今回ですね昨年度と料金を変えております。実質高くなっている部分が多いので、あとで説明しますが、今回変更した経緯につきましては平成31年度から令和4年度まで料金は特に変更はありませんでした。今回ちょっと増やした理由としては、他の市町村も気にしている部分とあと、最低賃金が最近上がってまして、その分を加味しております。3番目の水稻費用等は農協から資料を取り寄せまして、その分についても昨年と比較してすべての項目について上がってましたので、それを参考にさせていただきました。金額については昨年との変更点を含めまして読み上げます。上から、耕起は昨年と変わりません。荒水取りが200円増えてます。代かきにつきましては200円上がります。畔塗は変更ありません。田植えは</p>

	<p>200円上がっています。麦播種についても300円上がっています。防除作業は変わりません。稲脱穀は5項目ありますけども、上から200円、次が300円、次が200円、次が200円、次が300円という形で上がっております。麦刈取につきましてはプラス200円、大豆収穫はプラス200円。粃すりについてはプラス120円。乾燥についてはのちほど説明します。農作業労賃につきましては、軽作業につきましてはプラス100円、普通作業につきましてはプラス100円、草刈り作業1日につきましてはそれぞれプラス800円という形にさせていただきました。プラス800円については、8時間と言う意味で、これは1時間当たり100円ということでございます。</p> <p>次の6ページをご覧ください。</p> <p>これが個別乾燥水分加算金表になります。令和4年の通知と変わりありません。変えなかった理由は、農協の方が山香ライスセンターあるんですけども、来年度から個別乾燥をやめました。なので、実際、基準となる表がなかったんですけども、検討委員会で諮った中で、人から頼まれたときに何かしらの基準表がないと私たちも困るということで、今回こういう形で、昨年と変更ありませんけども、出させていただきます。5ページの下の注意書きに書いてありますけども、この作業料金はあくまでも標準ですので、耕作条件等によって、当事者間の契約の参考としていただくものになりますから、これを参考に令和5年4月1日以降、双方の間で話し合っていて料金を決めていただけたらと思います。施行日は令和5年4月1日予定です。</p> <p>ちなみに、本日承認いただきましたら、その後、施行日に合わせて市のホームページでも公表したいと思います。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第59号」「令和5年度農作業標準料金の設定について」、事務局から説明がありました。各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
委員	<p>賃金に対しては何もないんですけども、WCSがありますよね、それを買いに行くのに国東宇佐は出てきたのが許可基準なんです。結局稲刈りと同じなんで、集荷物の値段を決めているのは僕はおかしいと思うんですけど、もう一件、藁は農家が取ってくれというので取ったら、後から金を請求されたということで、双方話し合っていないのが問題なんですけど、こういうのも加減基準で決めておかないといろいろな問題が出てくるんじゃないかと思います。</p>
事務局	<p>委員、宇佐市農業委員会の農作業料金はホームページで公開されているんですけど、WCSについては特段項目がなかったので、うちは決められないというのが現状ですけども、来年度以降、そういう声があったということで、検討会の中で協議していきたいと思っておりますし、日出も高田も国東もホームページに載っている分については掲載がない。麦藁収穫については特に載っていないので、すぐに判断は難しいところなんですけども、そこら辺を含めまして、検討会の中で継続協議とさせていただきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
委員	<p>宇佐とか高田は、市役所が宇佐の農家に一反10,000円とか刈り賃を出しています。宇佐や高田は市が畜産農家に補助金を出している現状で、作ったところから刈り取り賃貰っていない。大田の場合は、今年から杵築市自体が畜産農家に補助金を出さないから畜産農家は作り手から一反10,000円もらうようになりました。そう言う現状です。</p>
会長	<p>あくまでも目安ですが、その目安が設定されていないということで、次回以降提示していくようにしたいと思います。</p>

議長	ほかにご意見・ご質疑ございませんか。
各委員	なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第59号」「令和5年度農作業標準料金の設定について」、これを設定することに、ご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第59号」「令和5年度農作業標準料金の設定について」は、原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、「議案第60号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題といたします。番号1番については、農業委員会に関する法律第31条「議事参与の制限」に抵触しますので、 ■■■■ 委員には退出していただきたいと思ひます。
	< ■■■■ 委員 退出 >
議長	それでは事務局の説明を求めます。
事務局	<p>議案書7ページをご覧ください。</p> <p>「議案第60号」「農用地利用集積計画（案）」の決定について</p> <p>農用地利用集積計画（案）の審議依頼があつたので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、これを決定することについて意見を求めます。</p> <p>ア、利用権の設定です。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、■■■■区、■■■■。申請の土地、大字■■■■字■■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■■m²、ほか■筆、合計■■■■筆の■■■■m²です。設定期間は■年新規で、借人の経営面積は、田■■■■a、畑■■■■a、計■■■■aです。</p> <p>なお、補足になりますが、番号1番の土地につきましては、相対での利用権設定となります。貸人と借人との間で、新規に利用権の設定をすることとて話がまとまったとてこととです。耕作作物は水稲となります。</p> <p>以上です。</p>
議長	只今、「議案第60号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の番号1番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。
各委員	意見なしの声あり。
議長	お諮りいたします。「議案第60号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」の番号1番については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。
各委員	異議なしの声あり。
議長	ご異議なしと認めます。よって、「議案第60号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」の番号1番については、これを承認することに決します。
	それでは、「議事参与の制限」が解かれた ■■■■ 委員に、事務局より議事への参加を要請して下さい。
	< ■■■■ 委員 入室 >

議長	次に、「議案第60号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の番号2番から20番について、事務局の説明を求めます。
事務局	<p>番号2番、申請人、貸人、[]区、[]、借人、大分市、大分県農業農村振興公社、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。設定期間は[]年新規で、借人の経営面積は、公社のためありません。以下借人が公社の場合は、借人の名称・設定期間・経営面積は省略させていただきます。</p> <p>番号3番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。</p> <p>番号4番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。</p> <p>番号5番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。</p> <p>番号6番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。</p> <p>番号7番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。</p> <p>番号8番、申請人、貸人、[]、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。</p> <p>番号9番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。</p> <p>番号10番、申請人、貸人、[]、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。</p> <p>番号11番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。</p> <p>番号12番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。</p> <p>番号13番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。</p> <p>番号14番、申請人、貸人、[]、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。</p> <p>番号15番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。</p> <p>番号16番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。</p> <p>番号17番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。</p> <p>番号18番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、合計[]筆の[]㎡です。</p> <p>番号19番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。</p>

	<p>番号20番、申請人、貸人、[]区、[]、申請の土地、大字[]字[]、地番[]、地目、[]、地積[]㎡、ほか[]筆、合計[]筆の[]㎡です。</p> <p>今回、大分県農業農村振興公社に対する貸し付けは、合計[]筆[]㎡となります。</p> <p>また農用地利用集積計画（案）の総数につきましては、貸し手農家数[]戸、借り手農家数[]戸。利用権の設定面積[]㎡となります。</p> <p>なお、補足になりますが、番号2番から番号20番は、中間管理機構である公社への貸し付けとなります。</p> <p>番号2から番号17番につきましては、[]地区の土地となりますが、高糖度甘藷の作付け予定地として、公社が中間保有するとのことで申請がありました。現時点では、公社からの貸し付け先は、未定となっております。</p> <p>続いて、番号18番以降の貸し付け先は、13ページの利用配分計画（案）に記載しております。</p> <p>貸し付け先、番号18番は、[]区の[]さん、番号19番の土地は、[]、番号20番は、[]となっております。詳細は、議案第61号での審議事項となりますので、説明は省略をします。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第60号」「農用地利用集積計画（案）の決定について」の番号2番から20番について事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>意見なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第60号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」の番号2番から20番については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項により、これを決定することにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第60号」「農用地利用集積計画(案)の決定について」の番号2番から20番については、これを承認することに決めます。</p>
議長	<p>次に、「議案第61号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」を議題とします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書13ページをご覧ください。</p> <p>「議案第61号」「農用地利用配分計画（案）に対する意見について」農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定により、農用地利用配分計画（案）に対する意見を求めます。</p> <p>番号1番、申請人、貸付人、大分市、大分県農業農村振興公社。借受人、[]区、[]、対象農地は、杵築市[]、[]筆[]㎡です。</p> <p>続いて、借受人、[]区、[]、対象農地は、杵築市[]、[]筆[]㎡です。</p> <p>続いて、借受人、[]区、[]、対象農地は、杵築市[]、[]筆[]㎡です。</p> <p>詳細は、14ページ以降の貸付調書をご覧ください。</p> <p>[]さんの借り受け地は、先ほどの集積計画の番号18番の土地となります。利用権の種類は、使用貸借権で、耕作作物は水稻となります。</p> <p>続いて15ページです。[]の借り受け地は、先ほどの集積計画の番号19番の土</p>

	<p>地となります。利用権の種類は、使用貸借権で、耕作作物はお茶となります。</p> <p>続いて16ページです。■■■■■■■■■■の借り受け地は、先ほどの集積計画の番号20番の土地となります。利用権の種類は、賃借権で、年間の賃借料は、■■■■円です。耕作作物は水稻となります。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>只今、「議案第61号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」事務局より説明がございましたが、各委員のご意見・ご質疑はございませんか。</p>
各委員	<p>意見なしの声あり。</p>
議長	<p>お諮りいたします。「議案第61号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項により、これについては意見なしとすることにご異議ございませんか。</p>
各委員	<p>異議なしの声あり。</p>
議長	<p>ご異議なしと認めます。よって、「議案第61号」「農用地利用配分計画(案)に対する意見について」は、意見なしとして報告します。</p>
議長	<p>これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しましたが、「報告第7号」がありますので、事務局より報告願います。</p>
事務局	<p>議案書17ページをご覧ください。</p> <p>「報告第7号」「農地法第18条第6項の規定による賃借権並びに使用貸借権の解約受理について(合意解約)」について報告します。</p> <p>番号1番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、大分市、大分県農業農村振興公社、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■㎡、ほか■筆、合計■筆の■■■㎡です。理由は貸人の都合です。</p> <p>番号2番、申請人、貸人、■■■■区、■■■■、借人、大分市、大分県農業農村振興公社、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■㎡、合計■筆の■■■㎡です。理由は貸人の都合です。</p> <p>番号3番、申請人、貸人、大分市、大分県農業農村振興公社、借人、■■■■区、■■■■■■■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■、申請の土地は、番号1番及び番号2番の土地と同様です。理由は貸人の都合です。</p> <p>番号4番、申請人、貸人、■■■■、■■■■、借人、■■■■区、■■■■、申請の土地、大字■■■字■■■、地番■■■■、地目、■、地積■■■㎡、ほか■筆、合計■筆の■■■㎡です。理由は、貸人の都合です。</p> <p>以上です。</p>
議長	<p>これで、本日提案されました議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>以上をもちまして、令和4年度第11回杵築市農業委員会総会を閉会します。</p>
	<p>(10時30分：終了)</p>